

**～来月 1 日から 原則すべての小型船舶乗船者に
ライフジャケットの着用が義務化されます～**

今週は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正」により、今年 2 月 1 日から原則すべての小型船舶乗船者に着用を義務化することになった背景や改正の概要をお知らせします。

1. 背 景

我が国の周辺では、漁船やプレジャーボートなどの小型船舶からの海中転落によって、毎年約 80 人の方が命を落としています。ライフジャケットを着用していれば、海中転落時に命を守る高い効果（生存率が 2 倍以上）があることから、国土交通省では、2003 年から着用推進のための周知啓発活動に取り組んできました。しかし、10 年以上が経過した現在においても、いまだに着用率は 3 割前後と低い状況にあります。

この状況を受けて、国土交通省は水産庁と合同で検討会を開催し、有識者や漁船・プレジャーボートの関係者からの意見も踏まえ、小型船舶の乗船者の命を守るため、法令を改正して着用義務範囲を拡大することにしました。

2. 改正の概要

改正前の法令では、「乗船している 12 歳未満の小児」、「水上オートバイの乗船者」、「1 人乗り漁船で漁ろう中の者」にライフジャケットを着用させる義務を小型船舶の船長に課していました。これらに加えて、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットの着用に努める義務を課していましたが、これは強制力を持たず、規制としての効果が薄いことが指摘されていました。

今回の改正により、小型船舶の船長に対して、原則として、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットを着用させることを来月 1 日より義務化します。

ライフジャケットを着用させていない場合、船長に違反点 2 点が付与され、違反点が積み重なると免許停止などの処分を受けることになります（ただし、違反点の付与は 4 年後の 2022 年 2 月 1 日からの開始）。

詳しくは、次のサイトをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

おわりに

今回の改正においては、小型船舶の乗船者がライフジャケットを着用することが当たり前のことと認識していただき、小型船舶からの転落防止につながることを期待しています。

お問い合わせなどはこちらまで

国土交通省海事局安全政策課

TEL 03 (5 2 5 3) 8 6 3 1

FAX 03 (5 2 5 3) 1 6 4 2